

京都府公立大学法人教職員休職規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第18条から第20条の規定による、京都府公立大学法人（以下「本法人」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の休職及び復職に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(就業規則等の遵守)

第2条 教職員は、休職の期間中であっても、職務に従事しないほかは、就業規則及び本法人の諸規程を遵守しなければならない。

(休職の手続き)

第3条 理事長は、就業規則第18条第1号の規定により教職員を休職させる場合においては医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(医師の指定及び診断)

第4条 前条の規定による医師の指定は、教職員の受診上の便宜を考慮して行うものとする。

- 2 前条に規定する医師のうち1名は、保健所、国立及び公立の病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び地方独立行政法人の設置する病院、その他医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関並びに財団法人京都予防医学センターに勤務するものであり、その医師の診断は、当該診療機関で行われたものでなければならない。
- 3 前項の規定によることが著しく困難と認められるときは、別に理事長が医師を指定して診断を行わせることができる
- 4 理事長は、前条の規定により医師に診断を行わせたときは、病名及び病状のほか職務の遂行に支障がないかどうか又はこれに堪え得るかどうか並びに休養を要する程度に関する具体的な所見が記載された診断書を医師から徴さなければならない。

(書面の交付)

第5条 理事長は、教職員に休職を命ずる場合には、その旨を記載した書面を教職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、内容証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、書面を送達することができないときは、その旨並びに当該書面に記載された事項を本法人が別に定める公告の方法をもって交付にかえることができるものとし、公告された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(病状の報告)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、就業規則第18条第1項の規定により休職を命じられた者に対し、医師の診断による病状の報告を求めることができる。

(休職期間の更新)

第7条 就業規則第18条第1号、第3号及び第4号の規定により休職を命ぜられた教職員について、就業規則第19条第1項の規定により定められた休職の期間が3年に満たない場合には、理事長は、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(休職期間の通算)

第7条の2 就業規則第18条第1号の規定により休職を命じられた者が、就業規則第20条の規定により復職した後、同一の疾病により再び同号の規定による休職を命じられた場合、その者の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過したときは、この限りでない。

(復職び休職更新の手続き)

第8条 理事長は、就業規則第18条第1号の規定により休職を命ぜられた職員について、就業規則第20条の規定により復職させるとき又はその者につき定められた休職の期間を第7条の規定により更新するときは、医師を指定してその診断書に基づき、これを行わなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の医師の指定及び診断書にそれぞれ準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (規程第13-1号)

1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以後に就業規則第20条の規定により復職した者について適用する。